

「社会教育主事講習」委嘱要綱に係る評価項目及び得点配分基準

評 価 項 目	満 点
1 講習業務の実施方針【60点】	60
1-1 講習内容の妥当性	30
1-1-1 委嘱要綱の趣旨・内容に沿った提案であること。	5
1-1-2 委託要綱の趣旨・内容に沿った提案である内容に加えて独自の提案がされていること。	5
1-1-3 偏った講習内容となっていないこと。	5
1-1-4 社会教育に関する最新のテーマを取り扱っていること。	5
1-1-5 地域課題や特性を踏まえ、実践的な内容となっていること。	5
1-1-6 地域課題や特性を踏まえ、実践的な内容になっていることに加え、独自の提案がされていること。	5
1-2 講習方法の妥当性	20
1-2-1 講習方法が妥当であること。	5
1-2-2 講習方法が明確であること。	5
1-2-3 オンラインやオンデマンドによる講習を取り入れるなど受講しやすい工夫があること。	5
1-2-4 講習の実施時間帯や時期、カリキュラムが受講生に配慮したものであること。	5
1-3 実施計画の妥当性	10
1-3-1 講習の日程・手順に無理がなく、目的に沿った実現性があること。	10
2 組織の経験・能力【40点】	40
2-1 組織の講習実施能力	30
2-1-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	10
2-1-2 教育委員会を含め、多様な機関・団体等との連携・協力により事業が企画されていること。	10

2-1-3 事業を実施する上で必要な設備・施設を保有又は準備していること。	5
2-1-4 受講ニーズの拡大を受け、受講者を確保するための取組や工夫がなされていること。	5
2-2 組織の類似業務の経験	5
2-2-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。	5
2-3 講習業務のバックアップ体制	5
2-3-1 円滑な事業遂行のため、人員補助体制及び非常変災時における代替措置が組まれて準備されていること。	5
合 計	100